一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千二百五十一号那覇広域都市計画道路事業三・二・十号嘉手苅中央線
三　事業施行期間　自平成十二年五月一日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千三百二十九号那覇広域都市計画道路事業三・二・十三号南風原中央線及び三・四・二号国道三百二十九号
三　事業施行期間　自平成十二年十二月十二日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年沖縄総合事務局告示第五十三号中部広域都市計画道路事業三・二・五号県道二十四号線バイパス及び三・四・三号県道二十四号線
三　事業施行期間　自平成十五年十月二十九日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　那覇広域都市計画道路事業三・四・五十号仲井真・津嘉山線
三　事業施行期間　自平成二十二年三月二十四日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　沖縄県那覇市字仲井真東オフリー原
使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十四日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　宮古都市計画道路事業三・六・二号マクラム通り線
三　事業施行期間　自平成二十二年三月二十四日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　沖縄県宮古島市平良字西里羽立、西里尻並、西里出口、西里前比屋、下里大原及び下里大三俵地内
使用の部分　なし

官庁発令

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年３月24日

東北地方整備局長　青山　俊行

道路の種類	路線名	区間
一般国道	46号	盛岡市飯岡新田８地割127番１から同市飯岡新田４地割129番までの上下線

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３３５号
大阪府松原市柴垣１丁目１番31―703号
債務者　西野　博夫
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　破産債権の届出期間　平成22年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
仙台市青葉区北根１丁目７番12号　フレグランス北根202
債務者　熊谷　博之
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
4　破産債権の届出期間　平成22年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
福岡県飯塚市秋松３番地１
債務者　木下　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松　康祐
4　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第５３６号
名古屋市中川区中須町199番地の２
債務者　伊藤ひとみ（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　裕美
4　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月２日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２２号
名古屋市西区中小田井５丁目214番地　クレールＯＴＡＩ　１Ｆ号
債務者　金田　秀男
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松川　知弘
4　破産債権の届出期間　平成22年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿児島市坂之上２丁目33番29号
債務者　西留　正幸
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　破産債権の届出期間　平成22年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係